政　令

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百二十九号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「以下同じ。）」の下に「であつて、農地の傾斜による生産条件の著しい格差がないと認められるものとして農林水産大臣が定める農作物の栽培の用に供するもの以外のもの」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第九条第一号の規定は、平成二十三年八月二十九日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百三十号

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十二条第一項第四号及び第八十一条、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項第二号、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第一項、第九十条の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第九十条の三第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十六条第三項、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第九条、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第六条及び第二十条（同法第二十六条の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条から第十一条までを次のように改める。

（平成二十四年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

第六条　平成二十四年度分の保険料の賦課に限り、被保険者が平成二十三年十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が三十八万円以下であるものを有するものである場合における第二十九条の七第二項の規定の適用については、同項第六号イ中「の合計額（」とあるのは「の合計額（平成二十三年十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額（同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が三十八万円以下であるもの（以下この号において「控除対象者」という。）を有するものである場合には、同日現在において年齢十六歳未満の控除対象者（以下この号において「十六歳未満控除対象者」という。）の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未満の控除対象者（以下この号において「十六歳以上十九歳未満控除対象者」という。）の数に十二万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。」と、同号ロ中「の額（」とあるのは「の額（平成二十三年十二月三十一日現在において世帯主であつて控除対象者を有するものである場合には、十六歳未満控除対象者の数に二万千三百円を乗じて得た額及び十六歳以上十九歳未満控除対象者の数に一万千百円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。」と、同号ハ中「の額（」とあるのは「の額（平成二十三年十二月三十一日現在において世帯主であつて控除対象者を有するものである場合には、十六歳未満控除対象者の数に二万千三百円を乗じて得た額及び十六歳以上十九歳未満控除対象者の数に一万千百円を乗じて得た額の合計額を控除（当該世帯主の同法の規定による市町村民税の所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。」と、同号ニ中「株式等譲渡所得割額を除く。」とあるのは「株式等譲渡所得割額を除く。以下このニにおいて「控除前の道府県民税額」という。」と、「の合計額（」とあるのは「の合計額（平成二十三年十二月三十一日現在において世帯主であつて控除対象者を有するものである場合には、十六歳未満控除対象者の数に一万四千二百円を乗じて得た額及び十六歳以上十九歳未満控除対象者の数に七千四百円を乗じて得た額の合計額を控除（当該世帯主の控除前の道府県民税額のうち所得割（同法第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く。）の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。」とする。

第七条から第十一条まで　削除

第二条　国民健康保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項を次のように改める。

法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。附則第六条において同じ。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額）とする。